

道路占用許可基準及び申請手続案内

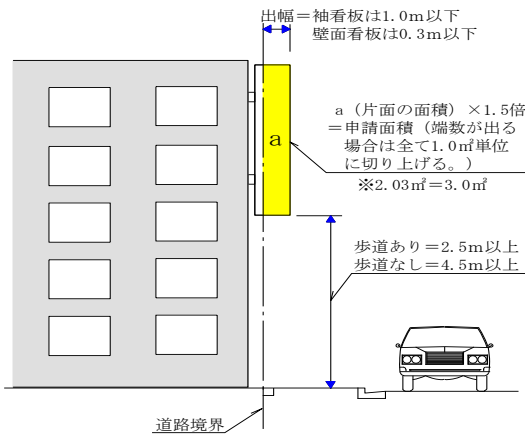
《占用物件：(突出看板・日よけ等)》

建築物等から道路(区道)に突き出る看板・日よけ等を設置する場合、道路占用許可申請が必要になります。下記手続きの流れに従い書類を作成してください。

設置基準(概略)

・突出看板(建築物等から道路に突き出る看板等)

1. 突出看板は、一営業所、一事業所、一作業所につき2個以内とする。
2. 看板の下端は、歩道上で2.5m以上、歩道のない道路では4.5m以上とする。
3. 看板に出幅は、袖看板は路端から1.0m以下、壁面看板は0.3m以下とする。
4. 突出看板の板面は回転式としない。
5. 突出看板を柱に取付ける場合は、柱は道路敷地外に設けること。
なお、高さが4mを超える場合は建築確認済証(工作物)が必要になる。



占用料金(中野区道路占用料等徴収条例により)

看板類 表示面積 1.0㎡につき、年 18,300 円

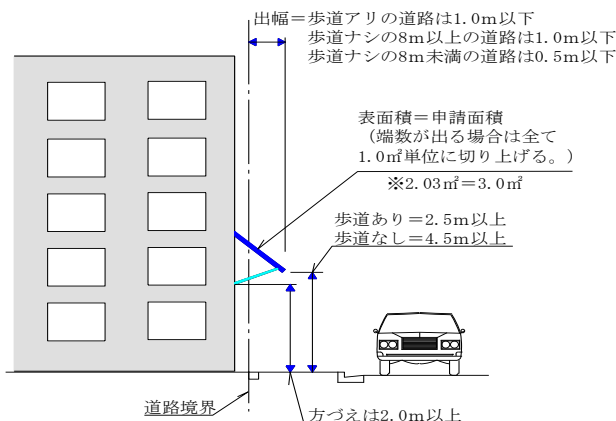
端数は 1.0㎡単位に切上げ (2.03㎡=3.0㎡)

※免除対象物件の場合

表示面積	個数	期間	料金	単位
1.0㎡以下	1個につき	年	免除	円
1.0㎡を超え 2.0㎡以下	1個につき	年	21,400	円
2.0㎡を超え 3.0㎡以下	1個につき	年	36,000	円
3.0㎡を超えるもの ※端数は 1.0㎡単位に切上げ	1.0㎡につき	年	13,400	円

・日よけ(巻き上げ式及び固定式に取り付けた日よけ)

1. 日よけは、建物に取り付け、下端までの高さは2.5m以上とする。ただし、固定式日よけを、車道上空に取り付ける場合は、下端までの高さを4.5m以上とする。
2. 巻き上げ式日よけの方づえを設ける場合は、方づえの下端までの高さは2m以上とする。
3. 道路幅員(歩道含む) 8.0m以上の道路に張り出す、日よけの最大出幅は1.0m以下とする。また、道路幅員 8.0m未満の道路に張り出す場合は最大出幅 0.5m以下とする。
※ただし、道路交通法上の基準との関係で、日よけの最大出幅は0.7m以下でしか許可できない。
4. 日よけの巻上げ装置は道路にはみ出さないこと。
5. 日よけの材質は、布、ビニール等の難燃性のものとする。
6. 日よけの車道に面する部分及び側面には、梁より下に側布等をつり下げないこと。



占用料金(中野区道路占用料等徴収条例により)

日よけ類

表面積 1.0㎡につき、年 12,300 円

端数は 1.0㎡単位に切上げ (2.03㎡=3.0㎡)

※免除対象物件の場合

1.0㎡につき ※端数は 1.0㎡単位に切上げ	年	6,760	円
----------------------------	---	-------	---

手続きの流れ

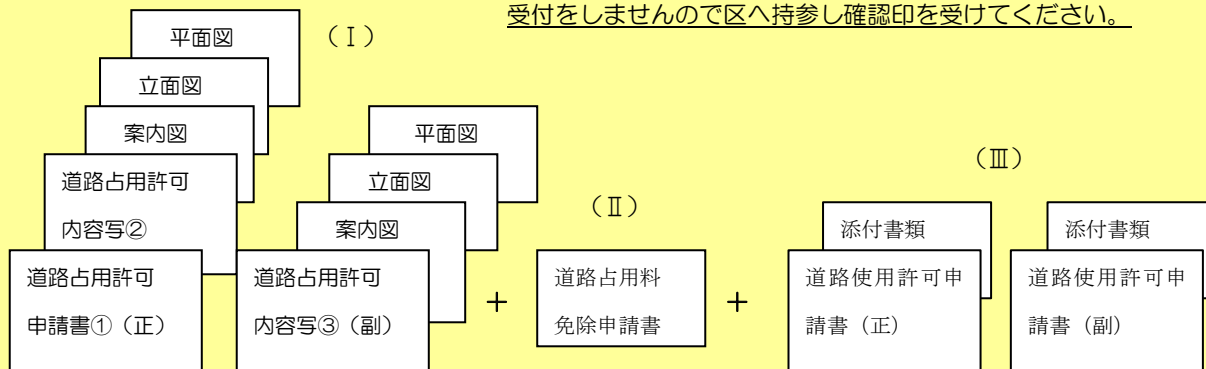
下記書類を作成して、区役所8階2番窓口、都市基盤部 道路分野 道路占用・監察担当に提出してください。

(Ⅰ) 道路占用許可申請書 (正①②・副③)、案内図、立面図、平面図を各2部 (別紙参照)

(Ⅱ) 道路占用料免除申請書 1部

(Ⅲ) 道路使用許可申請書 (正・副) ---※道路使用許可申請書に道路管理者の確認印がないと、警察署では

受付をしませんので区へ持参し確認印を受けてください。



中野区へ (Ⅰ) 道路占用許可申請書---区役所で内容を確認し【仮受付印】を押します。

(Ⅲ) 道路使用許可申請書---区役所で道路種別を確認し【確認印】を押します。

警察署へ (Ⅰ) 道路占用許可申請書---申請書②の『所轄警察署の意見欄』に【押印】を受ける。

※ 所轄警察署により意見欄への押印には、中2日程かかる場合あり。

(Ⅲ) 道路使用許可申請書---所轄の警察署に提出⇒内容確認し受理(本受付)

⇒ 道路使用許可書の交付 (許可まで4~5日)

中野区へ (Ⅰ) 道路占用許可申請書---区役所に提出⇒内容確認し受理(本受付)

※ 事務処理を行い、許可書ができましたら連絡いたします。(許可までに一週間程度かかります。)

中野区へ (Ⅰ) 道路占用許可書---許可書と占用料納付書をお渡しします。

※ 銀行窓口等で占用料をお支払いください。

【占用開始】

占用開始までに許可書をお受け取り下さい。なお、占用物は占用開始日以降に設置してください。また、許可までには日数を要しますので、余裕をもって申請手続きをしてください。

占用料の支払い

道路占用許可書と一緒にお渡しする、中野区専用の納付書で納付期限日までに、金融機関等の窓口でお支払いください。なお、利用できる金融機関等については、納付書の1枚目の納付場所欄に記載されています。

(なお、中野区には後日、金融機関より納付済みの連絡が来ます。)